受付締日：毎月25日（土日祝日の場合はその前日）

## 農地法第3条に関する申請に必要な書類

**≪要件≫**

**・農地の全てを効率的に耕作すること**

**・必要な農作業に常時従事すること**

**・耕作に必要な機械や従事者が確保できること**

**・周辺の農地利用に支障がないこと**

● 申請書（氏名にフリガナ、連絡先の記載）・・・**上部に双方の捨印**を押印してください。
※押印は省略可能ですが、**提出後の修正、追記等が不可能**となります。

● 土地の登記事項証明書（全部事項証明書）（法務局「登記官印」が押印されていること）

● 代理申請の場合、委任状（受任者の連絡先の記入）委任できる相手方は行政書士のみ
※委任内容を明記してください。代理人の行政書士証票を提出いただき、写しをいただきます。

◎ 譲渡人（貸人）の印鑑登録証明書・・・譲渡人本人が申請に来ない場合
※印鑑登録証明書を添付される場合には、申請書は実印にて押印してください。
申請書上部に申請者の捨印の押印も必要です。

○ 賃貸借・使用貸借の場合・・・契約書の写し

● その他場合により必要となるもの
・譲受人（借人）の住民票謄本・・・他市町村の場合
・「耕作計画書」など

| | |
|---|---|
| （連絡先） 〒864-8686 荒尾市宮内出目390<br>荒尾市農業委員会 電話 0968-63-1459 | ● 原本 ○ 写し<br>◎ 原本又はｺﾋﾟｰ確認後、原本還付 |